

鳥取労働局発表
平成27年11月26日(木)

担 当	鳥取労働局労働基準部賃金室
	室長 仲浜 弘昭
	室長補佐 加納 稔
	電話0857-29-1705

特定（産業別）最低賃金 12月19日（土）改正！

～2つの産業別最低賃金が過去最高の10円アップ～

最低賃金制度のマスコット
「チェックマン」



鳥取労働局長（河野 純伴^{かわの すみとも}）は、鳥取県内の2つの特定（産業別）最低賃金について、それぞれ官報に改正決定の公示を行いました。

これにより、これらの最低賃金は、次のとおり改正されます。本年度の改正は、時間額表示となった平成15年度以降、過去最高の引上げ額（10円）となります。

【鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金】

改正後 (時間額)	改正前 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生年月日
753円	743円	10円	1.35%	平成27年12月19日(土)

【鳥取県各種商品小売業最低賃金】

改正後 (時間額)	改正前 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生年月日
710円	700円	10円	1.43%	平成27年12月19日(土)

「各種商品小売業」とは、日本標準産業分類（総務省）に掲げる「百貨店、総合スーパー」などが該当します。

なお、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」や「ホームセンター」などは、該当しません。

[経過]

鳥取県内には、2つの特定（産業別）最低賃金があり、それぞれの最低賃金について、関係労使からの申出があったことを受け、平成27年9月から審議を行っていましたが、同年10月21日開催の第4回鳥取県電子部品等製造業最低賃金専門部会（部会長 西村教子 公立鳥取環境大学教授）において、時間額753円（743円から10円引上げ）に改正することを結審しました。また、引き続き開催された第4回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会（部会長 岩井和由 鳥取短期大学教授）において、時間額710円（700円から10円引上げ）に改正することを結審しました。

これを受け、同日付で鳥取地方最低賃金審議会が鳥取労働局長に対し、それぞれの特定（産業別）最低賃金を改正することを答申しました。

この後、鳥取労働局長は、異議の申出に関する公示等を経て、2つの特定（産業別）最低賃金について、同年11月19日付け官報に公示することで、それぞれの最低賃金を上記の表のとおり改正決定しました。

【参考】

1 特定（産業別）最低賃金の改正の推移について

（鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
時間額	734円	735円	736円	738円	743円
引上げ額	3円	1円	1円	2円	5円
引上げ率	0.41%	0.14%	0.14%	0.27%	0.68%
発効日	H23.1.20	H24.1.27	H25.1.17	H26.1.9	H26.12.25

（鳥取県各種商品小売業最低賃金）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
時間額	694円	695円	697円	改正の申出がないことから 改正なし	700円
引上げ額	4円	1円	2円		3円
引上げ率	0.58%	0.14%	0.29%		0.43%
発効日	H23.2.11	H24.2.9	H25.2.7		H26.12.13

2 特定（産業別）最低賃金の適用を除外する労働者について

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」についてのみ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

3 「鳥取県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」との違いについて

「鳥取県最低賃金」は、産業や職種にかかわらず、原則として、鳥取県内で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。

一方、「特定（産業別）最低賃金」は、産業別に基幹労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めているものです。